



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年3月28日金曜日 第596号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則.....（財政課）... 208
 知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（広報広聴課）... 210
 調理師法施行細則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 213
 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則.....（ " ）... 214
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（砂防課）... 215
 建築士法施行細則の一部を改正する規則.....（建築住宅課）... 217

告 示

学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことができる収益事業の種類の一部改正.....（私学文書課）... 218
 指定納付受託者の指定.....（地域政策課）... 218
 愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱の廃止.....（循環型社会推進課）... 218
 医療機関の指定.....（保健福祉課）... 219
 指定医療機関の休止の届出.....（ " ）... 219
 指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 219
 医療機関（訪問看護事業者等）の指定.....（ " ）... 219
 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の休止の届出.....（ " ）... 219
 土地改良事業の工事完了の届出.....（農地整備課）... 219
 くるまぐる（小型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量.....（水産課）... 220
 くるまぐる（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量.....（ " ）... 220
 するめいかにに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量.....（ " ）... 220
 指定納付受託者の指定.....（土木管理課）... 220
 愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正.....（土木管理課技術企画室）... 220
 都市計画の変更に係る図書の写し縦覧.....（都市計画課）... 220
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 220
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 221
 道路の区域変更（県道串内子線）.....（中予地方局管理課）... 221
 道路の供用開始（県道串内子線）.....（ " ）... 221
 道路の区域変更（一般国道494号外）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 221
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 222
 道路の区域変更（県道猿鳴平城線）.....（南予地方局愛南土木事務所）... 222
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 222
 道路の供用開始（県道論田袋口線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 222
 道路の区域変更（一般国道441号）.....（南予地方局西予土木事務所）... 223
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 223

公 告

豚熱生ワクチンの購入.....（畜産課）... 223

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則.....（教育総務課）... 224
 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則.....（義務教育課）... 225
 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....（高校教育課）... 225
 職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 230

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令.....（教育総務課）... 231

公安委員会告示

指定講習機関の特定講習の廃止.....（警察本部運転免許課）... 232

選挙管理委員会告示

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程の一部改正.....（選挙管理委員会）... 232

県議会告示

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正..... (議会事務局) ... 235

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程及び特定任期付企業職員の給与に関する管理規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ... 235

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程..... (") ... 236

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程..... (") ... 237

雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示 (2 件) (水産課) ... 240

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第9号

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則 (昭和39年愛媛県規則第48号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(予算の見積り)</p> <p>第4条 部局の長は、前条の規定による編成方針に基づき、その所管事務に係る予算について、当初予算にあつては<u>当初予算の見積りに関する書類</u> (以下「<u>当初予算見積書</u>」という。)</p> <p>_____ を、補正予算にあつては<u>補正予算の見積りに関する書類</u> (以下「<u>補正予算見積書</u>」という。)</p> <p>_____ を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。</p>	<p>(予算の見積り)</p> <p>第4条 部局の長は、前条の規定による編成方針に基づき、その所管事務に係る予算について、当初予算にあつては<u>当初予算見積書</u> (様式第1号)、<u>当初予算見積額一覧表</u> (様式第2号) 及び<u>当初予算見積額の事項説明書</u> (様式第2号の2) を、補正予算にあつては<u>補正予算見積書</u> (様式第3号)、<u>補正予算見積額一覧表</u> (様式第3号の2) 及び<u>補正予算見積額の事項説明書</u> (様式第3号の3) を作成するとともに、<u>主要施策について主要施策概要説明書</u> (様式第3号の4) を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。</p>
<p>2 省略</p> <p>(予算原案等の調製)</p> <p>第6条 総務部長は、前条第2項の規定による決定があつたときは、地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号。以下「<u>施行規則</u>」という。) の定める基準により、<u>予算の原案及び予算に関する説明書を調製し、知事の決裁を受けなければならない。ただし、補正予算の原案及び補正予算に関する説明書の調製は、別記様式</u> によるものとする。</p>	<p>2 省略</p> <p>(予算原案等の調製)</p> <p>第6条 総務部長は、前条第2項の規定による決定があつたときは、地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号。以下「<u>施行規則</u>」という。) の定める基準により、<u>予算の原案及び予算に関する説明書を調製し、知事の決裁を受けなければならない。ただし、補正予算の原案及び補正予算に関する説明書の調製は、様式第4号</u> によるものとする。</p>
<p>(予算の執行計画)</p> <p>第8条 部局の長は、その所管事務に係る<u>予算の執行計画</u>について、<u>歳入歳出予算執行計画案</u> (以下「<u>執行計画案</u>」 _____) という。) を作成しなければならない。</p> <p>2 部局の長は、前項の<u>執行計画案</u> を変更する必要があるときは、その都度直ちにこれを修正しなければならない。</p> <p>(歳出予算の配当)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 部局の長は、当初予算及び補正予算成立後直ちに歳出予算配当</p>	<p>(予算の執行計画)</p> <p>第8条 部局の長は、その所管事務に係る<u>予算の執行計画</u>について、各四半期の始まる日までに (第1・四半期にあつては、<u>当初予算成立後直ちに</u>) <u>歳入歳出予算執行計画書</u> (様式第5号。以下「<u>執行計画書</u>」という。) を作成しなければならない。</p> <p>2 部局の長は、前項の<u>執行計画書</u> を変更する必要があるときは、その都度直ちにこれを修正しなければならない。</p> <p>(歳出予算の配当)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 部局の長は、当初予算及び補正予算成立後直ちに歳出予算配当</p>

要求書_____を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

3 総務部長は、前項の規定による配当要求書の提出があつたときは、これを審査し、歳出予算配当額を決定し_____、当該部局の長に配当するとともに、会計管理者にその旨を通知しなければならない。

4 省略
(歳出予算の配当替)

第11条 省略

2 省略

3 部局の長は、前2項の規定により歳出予算の配当替をするときは_____、会計管理者及び当該予算を執行させる部局の長に通知しなければならない。
(歳出予算の令達)

第12条 省略

2 省略

3 部局の長は、前項の規定による歳出予算の令達をするときは_____、地方機関の長及び関係地方局の出納室長に通知しなければならない。
(予算の流用)

第13条 省略

2 部局の長は、前項の規定による承認があつたとき、及び各節の間又は第9条第4項の規定により指定された節の説明に係る流用を行つたときは、_____総務部長及び会計管理者に通知しなければならない。
(予備費の充当)

第14条 部局の長は、予備費の充当を必要とするときは、予備費充当申請書_____を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 省略

3 総務部長は、前項の規定による決定があつたときは_____、当該部局の長及び会計管理者に通知しなければならない。

4 省略
(弾力条項の適用)

第15条 部局の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第4項の規定の適用を必要とするときは、弾力条項適用申請書_____を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 省略

3 部局の長は、第1項の規定により弾力条項を適用した経費の支出が終了したときは、直ちに弾力条項適用報告書_____を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。
(継続費の通次繰越し)

第18条 部局の長は、継続費の通次繰越しを必要とするときは、継続費通次繰越し承認申請書_____を作成し、これを当該年度の3月25日までに総務部長に提出しなければならない。

2 省略
(明許繰越し及び事故繰越し)

第19条 部局の長は、繰越明許費の繰越し、又は事故繰越しを必要とするときは、それぞれ繰越明許費繰越し承認申請書_____又は事故繰越し繰越し承認申請書_____を作成し、当

要求書(様式第6号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

3 総務部長は、前項の規定による配当要求書の提出があつたときは、これを審査し、歳出予算配当額を決定し、歳出予算配当通知書(様式第7号)により、当該部局の長に配当するとともに、会計管理者にその旨を通知しなければならない。

4 省略
(歳出予算の配当替)

第11条 省略

2 省略

3 部局の長は、前2項の規定により歳出予算の配当替をするときは、予算配当替通知書(様式第8号)により、会計管理者及び当該予算を執行させる部局の長に通知しなければならない。
(歳出予算の令達)

第12条 省略

2 省略

3 部局の長は、前項の規定による歳出予算の令達をするときは、予算令達書(様式第9号)により、地方機関の長及び関係地方局の出納室長に通知しなければならない。
(予算の流用)

第13条 省略

2 部局の長は、前項の規定による承認があつたとき、及び各節の間又は第9条第4項の規定により指定された節の説明に係る流用を行つたときは、予算流用通知書(様式第10号)により総務部長及び会計管理者に通知しなければならない。
(予備費の充当)

第14条 部局の長は、予備費の充当を必要とするときは、予備費充当申請書(様式第11号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 省略

3 総務部長は、前項の規定による決定があつたときは、予備費充当通知書(様式第11号の2)により、当該部局の長及び会計管理者に通知しなければならない。

4 省略
(弾力条項の適用)

第15条 部局の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第4項の規定の適用を必要とするときは、弾力条項適用申請書(様式第12号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 省略

3 部局の長は、第1項の規定により弾力条項を適用した経費の支出が終了したときは、直ちに弾力条項適用報告書(様式第13号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。
(継続費の通次繰越し)

第18条 部局の長は、継続費の通次繰越しを必要とするときは、継続費通次繰越し承認申請書(様式第14号)を作成し、これを当該年度の3月25日までに総務部長に提出しなければならない。

2 省略
(明許繰越し及び事故繰越し)

第19条 部局の長は、繰越明許費の繰越し、又は事故繰越しを必要とするときは、それぞれ繰越明許費繰越し承認申請書(様式第15号)又は事故繰越し繰越し承認申請書(様式第16号)を作成し、当

該年度の3月25日までに総務部長に提出しなければならない。

2 省略

(繰越計算書及び精算報告書)

第20条 省略

2 省略

3 部局の長は、前条の規定による繰越しをした経費の支出が終了したときは、終了後30日以内に繰越事業精算報告書_____

_____を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

第22条 省略

(電磁的記録による作成)

第22条の2 この規則の規定により作成することとされている書類

等(書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)は、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的

記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。

(電磁的方法による提出等)

第22条の3 この規則の規定による書類等の提出及び書類等による

通知は、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法をいう。)をもつて行うことができる。

該年度の3月25日までに総務部長に提出しなければならない。

2 省略

(繰越計算書及び精算報告書)

第20条 省略

2 省略

3 部局の長は、前条の規定による繰越しをした経費の支出が終了したときは、終了後30日以内に繰越事業精算報告書(様式第17

号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

第22条 省略

様式第1号から様式第3号までを削る。

様式第4号を別記様式とする。

様式第5号から様式第17号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第10号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が管理する公文書の公開等に関する規則(平成10年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前											
<p>様式第2号(第2条関係) 公文書公開決定通知書 様式第2号(その1)</p> <table border="1" data-bbox="153 1720 762 1861"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td>費用</td> <td>写しの作成に要する費用 _____ 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>写しの送付に要する費用 _____ 円</td> </tr> </table> <p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当</p>	省略		費用	写しの作成に要する費用 _____ 円		写しの送付に要する費用 _____ 円	<p>様式第2号(第2条関係) 公文書公開決定通知書 様式第2号(その1)</p> <table border="1" data-bbox="826 1720 1436 2040"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">費用</td> <td>写しの作成に要する費用 _____ 円</td> </tr> <tr> <td>写しの送付に要する費用 _____ 円</td> </tr> </table>	省略		費用	写しの作成に要する費用 _____ 円	写しの送付に要する費用 _____ 円
省略												
費用	写しの作成に要する費用 _____ 円											
	写しの送付に要する費用 _____ 円											
省略												
費用	写しの作成に要する費用 _____ 円											
	写しの送付に要する費用 _____ 円											

該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

省略

注 省略

様式第2号(その2) 省略

省略

注 省略

様式第2号(その2) 省略

(個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第3号(第2条関係) 保有個人情報開示請求書 (表) 省略 (裏) 省略</p> <div data-bbox="159 728 762 1131" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 省略</p> <p>4 本人確認等</p> <div data-bbox="191 817 730 929" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求者本人確認書類 運転免許証</p> </div> <p>省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> </div> <p>5 省略</p> <p>注意</p> <p>1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類(法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類)の写しに加えて住民票の写し(開示請求の日前30日以内に交付されたものに限る。)等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあっては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合(当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。)にあっては当該個人番号を黒塗りにし、<u>健康保険の資格確認書等の写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。</u></p> <p>2・3 省略</p>	<p>様式第3号(第2条関係) 保有個人情報開示請求書 (表) 省略 (裏) 省略</p> <div data-bbox="831 728 1434 1131" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 省略</p> <p>4 本人確認等</p> <div data-bbox="863 817 1402 1041" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求者本人確認書類 運転免許証 健康保険被保険者証(住所の記載があるものに限る。)</p> </div> <p>省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> </div> <p>5 省略</p> <p>注意</p> <p>1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類(法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類)の写しに加えて住民票の写し(開示請求の日前30日以内に交付されたものに限る。)等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあっては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合(当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。)にあっては当該個人番号を黒塗りにし、<u>健康保険被保険者証</u>の写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。</p> <p>2・3 省略</p>
<p>様式第4号(第2条関係) 保有個人情報開示決定通知書 様式第4号(その1) (表)</p> <div data-bbox="159 1780 762 2143" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 開示請求に係る保有個人情報の内容</p> <div data-bbox="191 1870 730 1915" style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>(1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>(2) この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります)</p> </div>	<p>様式第4号(第2条関係) 保有個人情報開示決定通知書 様式第4号(その1) (表)</p> <div data-bbox="831 1780 1434 2143" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 開示請求に係る保有個人情報の内容</p> <div data-bbox="863 1870 1402 1915" style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> </div>

す。)提起することができます。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

2 省略

(裏)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

(2) 事務所(窓口)における開示を実施することができる日時及び場所

期間:

時間:

場所:

(3) 写しの作成に要する費用 円

(4) 写しの送付に要する費用 円

(5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 日

4 省略

注意 省略

様式第4号(その2) 省略

様式第13号(第2条関係) 保有個人情報訂正請求書

(表) 省略

(裏)

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 運転免許証

省略

(2)・(3) 省略

4 省略

注意

1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類(法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類)の写しに加えて住民票の写し(訂正請求の日

2 省略

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

(2) 事務所(窓口)における開示を実施することができる日時及び場所

期間:

時間:

場所:

(3) 写しの作成に要する費用 円

(4) 写しの送付に要する費用 円

(5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 日

(裏)

4 省略

注意 省略

様式第4号(その2) 省略

様式第13号(第2条関係) 保有個人情報訂正請求書

(表) 省略

(裏)

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 運転免許証
健康保険被保険者証(住所の記載があるものに限る。)

省略

(2)・(3) 省略

4 省略

注意

1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類(法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類)の写しに加えて住民票の写し(訂正請求の日

前30日以内に交付されたものに限る。)等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合には表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合(当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。)にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険の資格確認書等の写しを提出する場合には保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

2・3 省略

様式第19号(第2条関係) 保有個人情報利用停止請求書

(表) 省略
(裏)

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 運転免許証

省略

(2)・(3) 省略

4 省略

注意

1 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類(法定代理人又は任意代理人が請求をする場合には、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類)の写しに加えて住民票の写し(利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。)等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合には表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合(当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。)にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険の資格確認書等の写しを提出する場合には保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

2・3 省略

前30日以内に交付されたものに限る。)等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合には表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合(当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。)にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険被保険者証の写しを提出する場合には保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

2・3 省略

様式第19号(第2条関係) 保有個人情報利用停止請求書

(表) 省略
(裏)

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 運転免許証
健康保険被保険者証(住所の記載があるものに限る。)

省略

(2)・(3) 省略

4 省略

注意

1 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類(法定代理人又は任意代理人が請求をする場合には、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類)の写しに加えて住民票の写し(利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。)等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合には表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合(当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。)にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険被保険者証の写しを提出する場合には保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

2・3 省略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第11号

調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和34年愛媛県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(受験手続) 第1条 調理師法(昭和33年法律第147号。以下「法」という。) 第3条の2第1項に規定する調理師試験(以下「試験」とい	(受験手続) 第1条 調理師法(昭和33年法律第147号。以下「法」という。) 第3条の2第1項に規定する調理師試験(以下「試験」とい

う。)を受けようとする者は、調理師試験受験願書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 省略

様式第1号(第1条関係) 調理師試験受験願書

省略

省略	1・2 省略
	3 関係書類
	(1) 省略 (2) 省略

う。)を受けようとする者は、調理師試験受験願書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類又は法附則第3項に規定する者であることを証する書類
- (2) 省略
- (3) 省略

様式第1号(第1条関係) 調理師試験受験願書

省略

省略	1・2 省略
	3 関係書類
	(1) <u>学校卒業証明書</u> (2) 省略 (3) 省略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和42年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(受験願書等の提出)</p> <p>第2条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類及び写真を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する旨を証する書類</p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>法第5条第1号の規定による指定を受けた製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>法第5条第2号又は附則第2項に規定する期間菓子製造業に従事した者</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>様式第2号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">製菓衛生師免許申請書</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">旧姓又は通称名併記の希望の有無</td> <td style="width: 70%;">無 有 { 併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を記載すること。 }</td> </tr> <tr> <td>麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者に該当することの有無</td> <td>無 有</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1 省略</p>	省略		旧姓又は通称名併記の希望の有無	無 有 { 併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を記載すること。 }	麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者に該当することの有無	無 有	<p>(受験願書等の提出)</p> <p>第2条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類及び写真を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>受験資格証明書(法第5条第1号若しくは第2号又は附則第2項若しくは第3項に該当する旨を証する書類。)</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>様式第2号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">製菓衛生師免許申請書</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">旧姓又は通称名併記の希望の有無</td> <td style="width: 70%;">無 有 { 併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を記載すること。 }</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないか</u></p>	省略		旧姓又は通称名併記の希望の有無	無 有 { 併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を記載すること。 }
省略											
旧姓又は通称名併記の希望の有無	無 有 { 併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を記載すること。 }										
麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者に該当することの有無	無 有										
省略											
旧姓又は通称名併記の希望の有無	無 有 { 併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を記載すること。 }										

2 省略

省略

様式第4号(第7条関係)

製菓衛生師試験受験願書

省略

省略

省略

省略	省略	
	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の規定に基づく菓子製造に係る技能検定の合格の有無	有(1級 2級) 無
	学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定により高等学校の入学資格を有する者に該当することの有無	有 無

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 次のいずれかに該当する旨を証する書類

- ア 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第5条第1号の規定による指定を受けた製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- イ 製菓衛生師法第5条第2号又は附則第2項に規定する期間菓子製造業に従事した者

(2) 省略

に関する医師の診断書

3 省略

省略

様式第4号(第7条関係)

製菓衛生師試験受験願書

省略

省略

省略

省略	省略	
	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の規定に基づく菓子製造に係る技能検定の合格の有無	有(1級 2級) 無

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第5条第1号若しくは第2号又は附則第2項若しくは第3項に該当する旨を証する書類

(2) 省略

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の製菓衛生師法施行細則様式第2号の規定による申請書は、改正後の製菓衛生師法施行細則様式第2号の規定による申請書とみなす。

○愛媛県規則第13号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成17年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定開発行為許可標識の設置) 第2条 法第10条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る対策工事等(法第12条に規定する対策工事等をいう。以下同じ。)の期間中、当該特定開発行	(身分証明書) 第2条 法第5条第5項(法第22条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第1号)によるものとする。 (特定開発行為許可標識の設置) 第3条 法第10条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る対策工事等(法第12条に規定する対策工事等をいう。以下同じ。)の期間中、当該特定開発行

為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）内の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（様式第1号）を設置しなければならない。

（特定開発行為の変更の許可の申請）

第3条 法第17条第2項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書（様式第2号）によるものとする。

2 省略

（変更の届出）

第4条 法第17条第3項の届出は、軽微変更等届出書（様式第3号）によるものとする。

2 許可を受けた者は、氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、14日以内に、住所氏名等変更届出書（様式第4号）にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

（許可に基づく地位の承継）

第5条 省略

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、当該地位の承継があった日から14日以内に、特定開発行為地位承継届出書（様式第5号）に地位を承継した事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

第6条 省略

第7条 省略

為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）内の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（様式第2号）を設置しなければならない。

（特定開発行為の変更の許可の申請）

第4条 法第17条第2項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書（様式第3号）によるものとする。

2 省略

（変更の届出）

第5条 法第17条第3項の届出は、軽微変更等届出書（様式第4号）によるものとする。

2 許可を受けた者は、氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、14日以内に、住所氏名等変更届出書（様式第5号）にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

（許可に基づく地位の承継）

第6条 省略

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、当該地位の承継があった日から14日以内に、特定開発行為地位承継届出書（様式第6号）に地位を承継した事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

第7条 省略

第8条 省略

様式第1号を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第2条関係） 省略</p> <p>様式第2号（第3条関係） 特定開発行為変更許可申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>省略</p> </div> <p>注 下に掲げる書類を添付すること。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨をこの申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）第8条第2項の計画説明書及び計画図</p> <p>(2) 省令第8条第5項の構造計算書</p> <p>(3) 省令第10条第1項の開発区域位置図及び開発区域区域図</p> <p>様式第3号（第4条関係） 省略</p> <p>様式第4号（第4条関係） 省略</p> <p>様式第5号（第5条関係） 特定開発行為地位承継届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>省略</p> </div> <p>注 地位を承継した事実を証する書類を添付すること。</p>	<p>様式第2号（第3条関係） 省略</p> <p>様式第3号（第4条関係） 特定開発行為変更許可申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印</p> <p>省略</p> </div> <p>注1 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>2 下に掲げる書類を添付すること。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨をこの申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）第8条第2項の計画説明書及び計画図</p> <p>(2) 省令第8条第5項の構造計算書</p> <p>(3) 省令第10条第1項の開発区域位置図及び開発区域区域図</p> <p>様式第4号（第5条関係） 省略</p> <p>様式第5号（第5条関係） 省略</p> <p>様式第6号（第6条関係） 特定開発行為地位承継届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印</p> <p>省略</p> </div> <p>注1 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名</p>

することができる。
 2 地位を承継した事実を証する書類を添付すること。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則（令和3年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(50) 省略</p> <p>(51) 省略 (52) 省略 (53) 省略 (54) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(50) 省略</p> <p>(51) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成17年愛媛県規則第34号）様式第3号及び様式第6号</u></p> <p>(52) 省略 (53) 省略 (54) 省略 (55) 省略</p>

○愛媛県規則第14号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年愛媛県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（登録事項）</p> <p>第6条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 氏名 _____ (3)～(6) 省略</p> <p>（名簿の閲覧）</p> <p>第12条の2 省略</p> <p>2 県指定登録機関が法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合においては、県指定登録機関は、二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供するため、<u>閲覧規程を定めてこれを公示しなければならない。</u></p>	<p>（登録事項）</p> <p>第6条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 氏名、<u>生年月日及び性別</u> (3)～(6) 省略</p> <p>（名簿の閲覧）</p> <p>第12条の2 省略</p> <p>2 県指定登録機関が法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合においては、県指定登録機関は、二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供するため、<u>二級建築士等登録簿閲覧所を設けなければならない。</u></p> <p>3 <u>県指定登録機関は、前項の規定により二級建築士等登録簿閲覧所を設けたときは、当該二級建築士等登録簿閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該二級建築士等登録簿閲覧所の場所及び閲覧規程を公示しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第226号

学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことができる収益事業の種類（平成21年4月愛媛県告示第496号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

この告示の施行の際現に収益事業の種類を寄附行為に記載している学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人は、当該寄附行為に記載している収益事業を引き続き行う場合においては、この告示の規定にかかわらず、当該寄附行為を変更することを要しない。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). It lists changes to school laws regarding income-generating activities and statistical standards.

○愛媛県告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 5 columns: 名称 (Name), 住所又は事務所の所在地 (Address), 納付の委託を受けることができる歳入等 (Income types), 納付の委託を受けることができる期間 (Period), 指定年月日 (Designation date). Lists various companies and their designated roles.

○愛媛県告示第228号

愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成3年8月愛媛県告示第1288号）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
竹内歯科医院	今治市泉川町一丁目1番7号	令和7年2月1日

○愛媛県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように休止した旨の届出があった。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
薬寿調剤薬局	八幡浜市保内町川之石1番耕地42番1	令和7年1月11日
東岡整形外科	伊予郡松前町恵久美670番地1	令和7年2月1日

○愛媛県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
大坪小児科	四国中央市三島中央五丁目1-24	令和6年11月30日
木内眼科医院	四国中央市上分町376-14	令和6年12月4日
安永クリニック	西条市北条1651番地1	令和7年1月16日
すぎ山クリニック	越智郡上島町弓削土生208-1	令和7年1月21日
駅前タネダ薬局	四国中央市三島中央三丁目6番4号	令和7年1月31日
竹内歯科医院	今治市泉川町1-1-7	令和7年1月31日
中村内科胃腸科	西条市丹原町丹原21-6	令和7年1月31日

○愛媛県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ今治訪問看護ステーション	今治市共栄町2-2-1しまなみビルディング6階	令和7年3月1日

○愛媛県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届出があった。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
医療法人大志会	八幡浜市古町一丁目6番12号	居宅支援センター矢野脳外科	八幡浜市古町一丁目6番12号	令和7年3月15日

○愛媛県告示第234号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	東温地区（東温市）	令和元年6月4日

農業用排水施設整備事業	東温地区 (東温市)	令和6年12月19日
ため池等整備事業	東温地区 (東温市)	令和7年2月14日
ため池等整備事業	山之内地区 (今治市)	令和6年11月12日
ため池等整備事業	本谷地区 (松山市)	令和7年2月28日

○愛媛県告示第235号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業	4月から6月まで	15.0トン
	7月から9月まで	1.0トン
	10月から12月まで	1.0トン
	1月から3月まで	3.0トン
	総計	20.0トン

○愛媛県告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

名称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号グランドフロント大阪タワーA	愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）別表5の表1の項、2の項、6の項及び6の2の項に掲げる手数料	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	令和7年3月19日

○愛媛県告示第239号

愛媛県土木工事共通仕様書（平成18年6月愛媛県告示第986号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

（「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様書は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課及び土木部土木管理局土木管理課並びに各地方局農林水産振興部農業振興課及び建設部管理課並びに四国中央土木事務所用地管理課、今治土木事務所管理課、久万高原土木事務所用地管理課、大洲土木事務所事業管理課、八幡

○愛媛県告示第236号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業	16.3トン

○愛媛県告示第237号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県するめいか漁業	現行水準

浜土木事務所管理課、西予土木事務所用地管理課及び愛南土木事務所用地管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第241号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 2) 第14592号	令和2年 8月17日	近藤建築	近藤喜代志	西条市朔日市753 - 6	令和7年 2月10日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 2) 第15778号	令和2年 7月12日	ダイハツディーゼル四国 ㈱	北ノ原弘之	今治市近見町3 - 6 - 42	令和7年 2月10日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 3) 第13424号	令和3年 6月19日	㈱拳栄	高橋 正樹	新居浜市多喜浜3 - 14 - 41	令和7年 2月17日	管工事業	建設業の廃止
(特 - 3) 第16810号	令和3年 7月20日	㈱クールデザイン	青木 清隆	西条市神拝甲509 - 7	令和7年 2月17日	左官工事業、鉄筋工事業、 板金工事業、ガラス工事業、 防水工事業、熱絶縁工事業、 建具工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり役員が、退任した旨の届出があった。

令和7年3月28日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	大 石 正 志	東温市松瀬川235番地2

○愛媛県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	串内子線	伊予市双海町串字本谷乙1845番4	旧	メートル 9.6~12.5	キロメートル 0.037	
			新	21.5~32.8	0.037	

○愛媛県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	伊予市双海町串字本谷乙1845番4	令和7年3月28日

○愛媛県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3849番地先から 同町東川3848番1地先まで	旧	メートル 4.6~14.6	キロメートル 0.098	
		上浮穴郡久万高原町東川3849番2から 同町東川3848番4まで	新	5.1~21.4	0.098	
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町仕出44番1地先から 同町東川7207番地先まで	旧	3.5~10.2	0.219	
		上浮穴郡久万高原町仕出44番1地先から 同町東川7191番2まで	新	4.5~32.4	0.219	

○愛媛県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3941番2から 同町東川3941番2まで	令和7年3月28日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町前組1115番2から 同町前組1114番3まで	〃

○愛媛県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町御荘平城4152番4から 同町御荘平城4152番4まで	旧	メートル 10.0~18.5	キロメートル 0.170	
		南宇和郡愛南町御荘平城4152番4から 同町御荘平城4152番4まで	新	10.0~11.4	0.170	

○愛媛県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町御荘平城4152番4から 同町御荘平城4152番4まで	令和7年3月28日

○愛媛県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和7年3月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山1986番から 同町立山2059番2まで	令和7年3月28日

○愛媛県告示第250号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村14号41番4から 同町野村1号19番地先まで	旧	メートル 10.2～16.7	キロメートル 0.138	
		西予市野村町野村14号39番から 同町野村1号19番地先まで	新	11.8～45.7	0.138	

○愛媛県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村14号39番から 同町野村1号19番地先まで	令和7年3月28日
”	”	西予市野村町野村10号238番2から 同町野村10号410番2まで	”

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
 なお、本事業は、財源とする国庫負担金（動物用生物学的製剤の購入費）が決定されることを条件とした入札であり、事業が行われない場合があることを了承すること。
 令和7年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
豚熱生ワクチン（シード）の単価契約
- (2) 購入物品名及び数量
豚熱生ワクチン（シード）
豚熱生ワクチン（シード）50ドーズ 見込本数8,820本
豚熱生ワクチン（シード）20ドーズ 見込本数1,810本
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による
- (4) 納入期間
令和7年5月13日～令和8年3月31日まで
納入スケジュールについては、入札説明書等による
- (5) 納入場所

入札説明書等による

(6) 入札方法

- ア 契約方法は一般競争入札による複数単価契約とし、品目ごとに単価契約を行うものとする。落札決定に当たっては、品目ごとの単価に購入予定数量を乗じ、それらを合算した総価を用いるので、入札書には「品目ごとの単価×購入予定数量の合計額」を記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 愛媛県内に事業所を有すること。
- (6) 動物用医薬品販売業の許可を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県農林水産部農業振興局畜産課家畜衛生係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2580
- (2) 入札書の受領期限
開札の日時に開札の場所へ持参して提出
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページでのダウンロード
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年5月13日(火)午前10時30分
愛媛県庁第一別館7階 農林水産部会議室(都合により変更する場合有り。)

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限: 令和7年5月8日(木)午後4時00分

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を(3)の提出期限までに提出しなければならない。
- (6) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
ア この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
CSF live vaccine
・ 50 dose approx . 8 220 pcs
・ 20 dose approx . 1 810 pcs
- (2) Time limit of tender: 4:00 p.m., May 8, 2025
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Livestock Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2580

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。)第11条第3項本文、第4項_____及び第13条第1項の規定並びに職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(昭和26年愛媛県人事委員会規則12 1)に基づき、職員の勤務時間の割振り等に関	(目的) 第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。)第11条第3項本文、第4項、第5項及び第13条第1項の規定並びに職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(昭和26年愛媛県人事委員会規則12 1)に基づき、職員の勤務時間の割振り等に関

し規定することを目的とする。

(勤務時間等)

第3条 省略

2・3 省略

4 条例第11条第4項の規定による勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り _____ は、職員の申告を考慮し所属長が定める。

第4条 条例第11条第4項本文 _____ の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前10時を始期とする連続する3時間(次項及び第3項に規定する休憩時間を除く。)とする。

2 条例第11条第4項本文 _____ の規定により勤務時間を割り振られる職員(次項の適用を受ける職員を除く。)の休憩時間は、1時間とする。

3 条例第11条第4項 _____ の規定により勤務時間を割り振られる学校栄養職員等の休憩時間については、教育職員勤務時間規則第3条の規定を準用する。

4 前3項に定めるもののほか、条例第11条第4項 _____ の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

し規定することを目的とする。

(勤務時間等)

第3条 省略

2・3 省略

4 条例第11条第4項の規定による _____ 勤務時間の割振り並びに同条第5項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振りは、職員の申告を考慮し所属長が定める。

第4条 条例第11条第4項本文及び第5項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前10時を始期とする連続する3時間(次項及び第3項に規定する休憩時間を除く。)とする。

2 条例第11条第4項本文及び第5項の規定により勤務時間を割り振られる職員(次項の適用を受ける職員を除く。)の休憩時間は、1時間とする。

3 条例第11条第4項及び第5項の規定により勤務時間を割り振られる学校栄養職員等の休憩時間については、教育職員勤務時間規則第3条の規定を準用する。

4 前3項に定めるもののほか、条例第11条第4項及び第5項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡哲也

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第7号(第6条-第10条関係) 宣誓書</p> <p>省略</p> <p>注 教育職員免許法第5条第1項</p> <p>第3号 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>第4号~第6号 省略</p>	<p>様式第7号(第6条-第10条関係) 宣誓書</p> <p>省略</p> <p>注 教育職員免許法第5条第1項</p> <p>第3号 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>第4号~第6号 省略</p>

附 則

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第7号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第7号の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県教育委員会規則第3号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡哲也

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下同じ。）を行う場合には、同項の職員の申告を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

(1) 勤務時間を割り振らない日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間）につき1日を限度とすること。

(2) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日その他別に定める日（以下「休日等」という。）については、7時間45分（定年再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における第2項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項_____において同じ。）とすること。

(3) 省略

(4) 省略

6 定年再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、前項第2号本文及び第3号に定める基準によらないことができるものとする。

7 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として別に定める場合に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、第5項第3号に定める基準によらないことができるものとする。

_____、次に掲げる基準に適合するものでなければ_____ならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日その他別に定める日（以下「休日等」という。）については、7時間45分（定年再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における第2項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第9項第2号において同じ。）とすること。

(2) 省略

(3) 省略

6 定年再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。

7 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として別に定める場合に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、第5項第2号に定める基準によらないことができるものとする。

8 所属長は、次に掲げる職員（別に定める職員及び育児短時間勤務職員等を除く。以下この項において同じ。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、第2項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第2項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（別に定める子に限る。）の養育又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として別に定めるもの

9 前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 第2項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間）ごとにつき1日を限度とすること。

(2) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日等については、7時間45分とすること。

8 前3項 _____ に定めるもののほか、第4項 _____ の規定による勤務時間の割振り等については、人事委員会規則第11条の4から第11条の7 _____ までの例による。

9 所属長は、第2項又は第3項 _____ の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第2項、第3項又は第4項 _____ の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の始業の時刻から連続し、若しくは終業の時刻まで連続する4時間（以下「4時間の勤務時間」という。）の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

10 前項の規定は、職員に第4項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「を週休日」とあるのは、「を勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

11 所属長は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）

_____ を行う場合には、週休日の振替等 _____ を行つた後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(1) 週休日の振替（第9項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

(2) 勤務時間を割り振らない日の振替（前項において読み替えて準用する第9項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

(3) 4時間の勤務時間の割振り変更（第9項の規定に基づき4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

12 所属長は、週休日の振替等 _____ を

(3) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までをこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とする。

(4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

10 第6項及び第7項の規定は、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、第6項中「第4項」とあるのは「第8項」と、「前項第1号本文及び第2号」とあるのは「第9項第2号本文及び第3号」と、第7項中「第4項」とあるのは「第8項」と、「第5項第2号」とあるのは「第9項第3号」と読み替えるものとする。

11 第5項から第7項まで、第9項及び前項に定めるもののほか、第4項及び第8項の規定による勤務時間の割振り _____ については、人事委員会規則第11条の4、第11条の7及び第11条の10から第11条の12までの例による。

12 所属長は、第2項、第3項又は第8項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第2項、第3項、第4項又は第8項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の始業の時刻から連続し、若しくは終業の時刻まで連続する4時間（以下「4時間の勤務時間」という。）の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

13 前項の規定に基づく週休日の振替（以下「週休日の振替」という。）又は同項の規定に基づく4時間の勤務時間の割振り変更（以下「4時間の勤務時間の割振り変更」という。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行つた後において、週休日 _____ が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

14 所属長は、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を

行つた場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他別に定める勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 省略

4 前3項の規定は、要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるものをいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるものをいう。以下同じ。）のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（勤務時間条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(要介護者の介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等)

第15条 所属長は、職員が当該所属長に対し、要介護者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告又は請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 所属長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(仕事と介護との両立のための勤務環境の整備に関する措置)

第16条 所属長は、介護両立支援制度等に係る申告又は請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第17条 省略

第18条 省略

行つた場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 所属長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他別に定める勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 省略

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（勤務時間条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第15条 省略

第16条 省略

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- この規則の施行の日以後において改正後の技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第12条第1項の規定による正規の勤務時間外の勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子の養育に係る請求に限る。）をしようとする職員（技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第1条に規定する職員をいう。）は、この規則の施行の日以前においても、当該請求をすることができる。

○愛媛県教育委員会規則第4号

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給等に関する規則（昭和32年愛媛県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（職務の級） 第2条 条例第2条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。 (1) 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第4条に規定する給料表及び職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第1項第4号口に規定する給料表の適用を受ける者の同項第1号に規定する給料表（以下「行政職給料表」という。）に相当する職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。				（職務の級） 第2条 条例第2条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。 (1) 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第4条に規定する給料表及び職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第1項第4号口に規定する給料表の適用を受ける者の同項第1号に規定する給料表（以下「行政職給料表」という。）に相当する職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。			
行政職給料表の職務の級	中学校・小学校教育職員給料表の職務の級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	医療職給料表（二）の職務の級	行政職給料表の職務の級	中学校・小学校教育職員給料表の職務の級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	医療職給料表（二）の職務の級
8級		3級29号給以上及び定年前再任用短時間勤務教育職員4級		8級		3級45号給以上及び定年前再任用短時間勤務教育職員4級	
7級				7級			
6級	3級41号給以上及び定年前再任用短時間勤務教育職員4級	3級1号給から28号給まで及び定年前再任用短時間勤務教育職員3級	省略	6級	3級53号給以上及び定年前再任用短時間勤務教育職員4級	3級1号給から44号給まで及び定年前再任用短時間勤務教育職員3級	省略
5級	3級1号給から40号給まで及び定年前再任用短時間勤務教育職員3級	省略		5級	3級1号給から52号給まで及び定年前再任用短時間勤務教育職員3級	省略	
4級				4級			
3級	特2級12号給以上及び2級65号給以上	特2級12号給以上及び2級53号給以上	省略 省略	3級	特2級24号給以上及び2級65号給以上	特2級24号給以上及び2級53号給以上	省略 省略

2 級	特 2 級 1 号 給 か ら 11 号 給 ま で、 2 級 49 号 給 か ら 64 号 給 ま で 並 び に 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 教 育 職 員 特 2 級 及 び 2 級	特 2 級 1 号 給 か ら 11 号 給 ま で、 2 級 37 号 給 か ら 52 号 給 ま で 並 び に 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 教 育 職 員 特 2 級 及 び 2 級	省略
省略			
備考 省略			

(2) 省略

2 級	特 2 級 1 号 給 か ら 23 号 給 ま で、 2 級 49 号 給 か ら 64 号 給 ま で 並 び に 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 教 育 職 員 特 2 級 及 び 2 級	特 2 級 1 号 給 か ら 23 号 給 ま で、 2 級 37 号 給 か ら 52 号 給 ま で 並 び に 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 教 育 職 員 特 2 級 及 び 2 級	省略
省略			
備考 省略			

(2) 省略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県教育委員会
教育長 高 岡 哲 也

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

愛媛県教育委員会公印規程（昭和36年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前							
様式第5号（第10条関係） 公印使用簿							様式第5号（第10条関係）							
省略							省略							
公 印	月	使用目的	押印	印	発送	押印者	公 印	月	使用目的	押印	印	発送	使用課	使用責任者
管守者	日	又は件名	数	種	先		管守者印	日	又は件名	数	種	先	(室)	氏 名

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第1号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の廃止の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年3月28日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名	廃止する特定講習の種類	廃止年月日
第一自動車教習所 松山市朝生田町四丁目4番32号 和泉 由紀夫	取消処分者講習	令和7年3月31日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程（平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																																																					
<p>様式第4号（第2条関係） 少額領収書等の写しの開示決定通知書 その1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">少額領収書等の写しの開示決定通知書（全部開示）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">愛媛県選挙管理委員会 印</p> </div> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 15%; vertical-align: middle;">求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用</td> <td style="width: 15%;">(1) 開示の実施の方法</td> <td style="width: 20%;">手数料の計算方法</td> <td style="width: 10%;">金 額(円)</td> </tr> <tr> <td>ア 閲覧</td> <td>無料</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>イ 紙</td> <td>10円 × 枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ CD-R</td> <td><u>60円</u> + 10円 × 枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ DVD-R</td> <td><u>70円</u> + 10円 × 枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 ()</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 送付に要する費用 ()</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 合計 (+)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>その2</p>				求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金 額(円)	ア 閲覧	無料	/	イ 紙	10円 × 枚		ウ CD-R	<u>60円</u> + 10円 × 枚		エ DVD-R	<u>70円</u> + 10円 × 枚		計 ()	/		(2) 送付に要する費用 ()			(3) 合計 (+)	/		<p>様式第4号（第2条関係） 少額領収書等の写しの開示決定通知書 その1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">少額領収書等の写しの開示決定通知書（全部開示）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">愛媛県選挙管理委員会 印</p> </div> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 15%; vertical-align: middle;">求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用</td> <td style="width: 15%;">(1) 開示の実施の方法</td> <td style="width: 20%;">手数料の計算方法</td> <td style="width: 10%;">金 額(円)</td> </tr> <tr> <td>ア 閲覧</td> <td>無料</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>イ 紙</td> <td>10円 × 枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ CD-R</td> <td><u>40円</u> + 10円 × 枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ DVD-R</td> <td><u>50円</u> + 10円 × 枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 ()</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 送付に要する費用 ()</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 合計 (+)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>その2</p>				求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金 額(円)	ア 閲覧	無料	/	イ 紙	10円 × 枚		ウ CD-R	<u>40円</u> + 10円 × 枚		エ DVD-R	<u>50円</u> + 10円 × 枚		計 ()	/		(2) 送付に要する費用 ()			(3) 合計 (+)	/	
求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金 額(円)																																																						
	ア 閲覧	無料	/																																																						
	イ 紙	10円 × 枚																																																							
	ウ CD-R	<u>60円</u> + 10円 × 枚																																																							
	エ DVD-R	<u>70円</u> + 10円 × 枚																																																							
	計 ()	/																																																							
	(2) 送付に要する費用 ()																																																								
(3) 合計 (+)	/																																																								
求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金 額(円)																																																						
	ア 閲覧	無料	/																																																						
	イ 紙	10円 × 枚																																																							
	ウ CD-R	<u>40円</u> + 10円 × 枚																																																							
	エ DVD-R	<u>50円</u> + 10円 × 枚																																																							
	計 ()	/																																																							
	(2) 送付に要する費用 ()																																																								
(3) 合計 (+)	/																																																								

少額領収書等の写しの開示決定通知書（部分開示）

第 号
年 月 日

様

愛媛県選挙管理委員会 印

省略

	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額(円)
	求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	ア 閲覧	無料
イ 紙		10円 × 枚	
ウ CD-R		60円 + 10円 × 枚	
エ DVD-R		70円 + 10円 × 枚	
計()			/
(2) 送付に要する費用()			
(3) 合計(+)		/	

省略

様式第5号（第2条、様式第4号関係） 少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

開示申出者

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

郵便番号

電話番号

連絡先（連絡先が上記開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号）

省略

	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額(円)
	開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	ア 閲覧	無料
イ 紙		10円 × 枚	
ウ CD-R		60円 + 10円 × 枚	
エ DVD-R		70円 + 10円 × 枚	
計()			/
(2) 送付に要する費用()			
(3) 合計(+)		/	

省略

様式第6号（第2条関係） 少額領収書等の写しの更に開示を受ける旨の申出書

少額領収書等の写しの更に開示を受ける旨の申出書

年 月 日

少額領収書等の写しの開示決定通知書（部分開示）

第 号
年 月 日

様

愛媛県選挙管理委員会 印

省略

	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額(円)
	求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	ア 閲覧	無料
イ 紙		10円 × 枚	
ウ CD-R		40円 + 10円 × 枚	
エ DVD-R		50円 + 10円 × 枚	
計()			/
(2) 送付に要する費用()			
(3) 合計(+)		/	

省略

様式第5号（第2条、様式第4号関係） 少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

開示申出者

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

郵便番号

電話番号

連絡先（連絡先が上記開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号）

省略

	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額(円)
	開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	ア 閲覧	無料
イ 紙		10円 × 枚	
ウ CD-R		40円 + 10円 × 枚	
エ DVD-R		50円 + 10円 × 枚	
計()			/
(2) 送付に要する費用()			
(3) 合計(+)		/	

省略

様式第6号（第2条関係） 少額領収書等の写しの更に開示を受ける旨の申出書

少額領収書等の写しの更に開示を受ける旨の申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

開示申出者

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

郵便番号

電話番号

連絡先（連絡先が上記開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号）

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

省略

	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額(円)
	開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	ア 閲覧	無料
イ 紙		10円 × 枚	
ウ CD-R		60円 + 10円 × 枚	
エ DVD-R		70円 + 10円 × 枚	
計()			
(2) 送付に要する費用()			
(3) 合計(+)			

省略

様式第13号（第7条関係） 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

交付請求者

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

郵便番号

電話番号

省略

	1 交付手数料		
	交付の方法	計算方法等	金額(円)
交付手数料等	(1) 紙	10円 × 枚	
	(2) CD-R	60円 + 10円 × 枚	
	(3) DVD-R	70円 + 10円 × 枚	
	計()		
	2 送付に要する費用()	郵便切手 現金	
	3 合計(+)		

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

開示申出者

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

郵便番号

電話番号

連絡先（連絡先が上記開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号）

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

省略

	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額(円)
	開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	ア 閲覧	無料
イ 紙		10円 × 枚	
ウ CD-R		40円 + 10円 × 枚	
エ DVD-R		50円 + 10円 × 枚	
計()			
(2) 送付に要する費用()			
(3) 合計(+)			

省略

様式第13号（第7条関係） 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

交付請求者

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

郵便番号

電話番号

省略

	1 交付手数料		
	交付の方法	計算方法等	金額(円)
交付手数料等	(1) 紙	10円 × 枚	
	(2) CD-R	40円 + 10円 × 枚	
	(3) DVD-R	50円 + 10円 × 枚	
	計()		
	2 送付に要する費用()	郵便切手 現金	
	3 合計(+)		

- (1) 職員の配偶者又は2親等内の親族の住居
 - (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
 - (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として管理者が認めるもの
- 2 正規の勤務時間から除かれる時間は、次に掲げる時間とする。
- (1) 愛媛県企業職員就業規程第12条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間又は愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第11条第1項に規定する休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
 - (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間
- 3 在宅勤務等手当の支給の基準となる期間は、3箇月とする。

（特定任期付企業職員の給与に関する管理規程）

第2条 特定任期付企業職員の給与に関する管理規程（平成15年愛媛県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
任期付企業職員の給与に関する管理規程	特定任期付企業職員の給与に関する管理規程
一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された同条例第7条第1項に規定する企業職員に支給する給与に関しては、同項 _____ に規定する特定任期付職員の例による。	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第9条に規定する特定任期付企業職員 _____ に支給する給与に関しては、同条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の例による。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員被服貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																																																																																																
貸 与 基 準	貸 与 基 準																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>貸与を受ける者</th> <th>品 名</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">管理事務所に勤務する職員</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業衣（夏）</td> <td><u>3着</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業ズボン（夏）</td> <td><u>3着</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調服</td> <td><u>1着</u></td> <td>〃</td> <td><u>2年</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴム長靴</td> <td>1足</td> <td>年間</td> <td><u>1年</u></td> </tr> <tr> <td>安全靴</td> <td>1足</td> <td>〃</td> <td><u>3年</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与を受ける者	品 名	数量	着用期間	貸与期間	省略					管理事務所に勤務する職員	省略				作業衣（夏）	<u>3着</u>	省略		作業ズボン（夏）	<u>3着</u>	省略		空調服	<u>1着</u>	〃	<u>2年</u>	省略				ゴム長靴	1足	年間	<u>1年</u>	安全靴	1足	〃	<u>3年</u>	省略				ヘルメット	省略				<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>貸与を受ける者</th> <th>品 名</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">管理事務所に勤務する職員</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業衣（夏）</td> <td><u>2着</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業ズボン（夏）</td> <td><u>2着</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴム長靴</td> <td>1足</td> <td>年間</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>安全靴</td> <td>1足</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与を受ける者	品 名	数量	着用期間	貸与期間	省略					管理事務所に勤務する職員	省略				作業衣（夏）	<u>2着</u>	省略		作業ズボン（夏）	<u>2着</u>	省略		省略				省略				ゴム長靴	1足	年間	〃	安全靴	1足	〃	〃	省略				ヘルメット	省略			
貸与を受ける者	品 名	数量	着用期間	貸与期間																																																																																													
省略																																																																																																	
管理事務所に勤務する職員	省略																																																																																																
	作業衣（夏）	<u>3着</u>	省略																																																																																														
	作業ズボン（夏）	<u>3着</u>	省略																																																																																														
	空調服	<u>1着</u>	〃	<u>2年</u>																																																																																													
	省略																																																																																																
	ゴム長靴	1足	年間	<u>1年</u>																																																																																													
	安全靴	1足	〃	<u>3年</u>																																																																																													
省略																																																																																																	
ヘルメット	省略																																																																																																
貸与を受ける者	品 名	数量	着用期間	貸与期間																																																																																													
省略																																																																																																	
管理事務所に勤務する職員	省略																																																																																																
	作業衣（夏）	<u>2着</u>	省略																																																																																														
	作業ズボン（夏）	<u>2着</u>	省略																																																																																														
	省略																																																																																																
	省略																																																																																																
	ゴム長靴	1足	年間	〃																																																																																													
	安全靴	1足	〃	〃																																																																																													
省略																																																																																																	
ヘルメット	省略																																																																																																

作業帽	1個	〃	2年
-----	----	---	----

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年3月28日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
診断書料	省略				診断書料	省略			
	死亡診断書	1部	<u>3,960円</u>			死亡診断書	1部	<u>3,740円</u>	
	省略					省略			
省略					省略				
不妊・不育症スクリーニング等検査料	助産に係る資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定するものをいう。以下同じ。）に該当するものに係るもの	1回	検査の委託に要する額（10円未満切捨て）		不妊・不育症スクリーニング検査料		1回	検査の委託に要する額に10分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）	
省略	上記以外のもの	1回	検査の委託に要する額に10分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）		省略				
分娩介助料	診療日の午前8時30分以降午後5時15分以前（以下「診療時間」という。）に分娩した場合	1件	<u>230,000円</u>		分娩介助料	診療日の午前8時30分以降午後5時15分以前（以下「診療時間」という。）に分娩した場合	1件	<u>201,000円</u>	
	診療時間外に分娩した場合	1件	<u>262,500円</u>			診療時間外に分娩した場合	1件	<u>226,000円</u>	
省略					省略				
人工妊娠中絶料	省略			省略	人工妊娠中絶料	省略			省略
	妊娠満12週以上満16週未満	1件	<u>130,900円</u>			妊娠満12週以上満16週未満	1件	<u>114,400円</u>	
	妊娠満16週以上満22週未満	1件	<u>135,300円</u>			妊娠満16週以上満22週未満	1件	<u>118,800円</u>	
省略					省略				
妊産婦	助産に係る資産の譲渡等	省略			妊産婦	助産に係る資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に	省略		

定期診察料	_____に該当するものに 係るもの					
	省略					
省略						
新生児健診料	日齢 1	1 回		<u>3,700円</u>		
	省略					
省略						
新生児介補料	助産に係る資産の譲渡等に 該当するものに係るもの	1 日		<u>8,500円</u>		
	上記以外のもの	1 日		<u>9,350円</u>		
衣服等貸与料	助産に係る 資産の譲渡 等に該当す るものに係 るもの	省略				
		肌着	1 日		<u>150円</u>	
	上記以外の もの	省略				
		肌着	1 日		<u>160円</u>	
省略						
乳房マッサージ料			1 回	<u>2,500円</u>		
施術料	初検料	1 術（はり又は きゆうを施術し た場合をいう。 以下同じ。）	1 回		<u>3,520円</u>	
		2 術（はり及び きゆうを施術し た場合をいう。 以下同じ。）	1 回		<u>3,740円</u>	
	1 術 _____	1 回		<u>4,070円</u>		
	2 術 _____	1 回		<u>4,620円</u>		
施きゆう指導料			1 回	<u>1,540円</u>		
巻爪（陥入爪）矯正料	初診	1 回		<u>5,400円</u>		
	再診	1 回		<u>3,030円</u>		
省略						
病衣貸出料			1 日	<u>120円</u>		
省略						
食事提供料	入院中の患者以外の患者及び入院中の患者の付添人に対して、人工透析実施時間		1 食		<u>690円</u>	
定期診察料	規定するものをいう。以下 同じ。)に該当するものに 係るもの					
	省略					
省略						
新生児健診料	日齢 1	1 回		<u>3,600円</u>		
	省略					
省略						
新生児介補料	助産に係る資産の譲渡等に 該当するものに係るもの	1 日		<u>7,900円</u>		
	上記以外のもの	1 日		<u>8,690円</u>		
衣服等貸与料	助産に係る 資産の譲渡 等に該当す るものに係 るもの	省略				
		肌着	1 日		<u>110円</u>	
	上記以外の もの	省略				
		肌着	1 日		<u>120円</u>	
省略						
乳房マッサージ料			1 回	<u>2,400円</u>		
施術料	初検料		1 回		<u>3,300円</u>	
		1 術（はり又はきゆうを施 術した場合）	1 回		<u>3,960円</u>	
	2 術（はり及びきゆうを施 術した場合）	1 回		<u>4,510円</u>		
	施きゆう指導料			1 回	<u>1,210円</u>	
巻爪（陥入爪）矯正料	初診	1 回		<u>5,360円</u>		
	再診	1 回		<u>3,010円</u>		
省略						
病衣貸出料			1 日	<u>60円</u>		
省略						
食事提供料	入院中の患者以外の患者及び入院中の患者の付添人に対して、人工透析実施時間		1 食		<u>660円</u>	

	中等に食事を提供した場合			
省略				

注 省略

別表第2（第2条関係）

名称	区分		単位	金額	
省略					
歯科補綴に係る料金	前装冠料	省略			
		陶歯前装冠	白金加金	1 歯	80,390円
			金合金	1 歯	79,970円
	省略				
橋体料	省略				
	白歯部	省略			
		陶歯・陶材	白金加金	1 歯	79,860円
省略					
ミーリング装置料	省略				
	支台歯バー・ダミー		1 歯	87,200円	
省略					
マウスガード料			1 個	5,500円	
省略					
省略					

別表第4（第2条関係）

名称	病院名	区分	金額	備考	
駐車場使用料	愛媛県立中央病院 愛媛県立今治病院	外来患者	駐車時間が6時間以内の場合	100円	愛媛県立今治病院にあつては、無料とする。
			駐車時間が6時間を超え24時間以内の場合	駐車時間6時間を超える30分までごとに50円の割合で算出した額を100円に加えた額（この額が1,000円を超える場合にあつては、1,000円）	
			省略		
		省略			

注 省略

	中等に食事を提供した場合			
省略				

注 省略

別表第2（第2条関係）

名称	区分		単位	金額	
省略					
歯科補綴に係る料金	前装冠料	省略			
		陶歯前装冠	白金加金	1 歯	79,940円
			金合金	1 歯	79,370円
	省略				
橋体料	省略				
	白歯部	省略			
		陶歯・陶材	白金加金	1 歯	79,340円
省略					
ミーリング装置料	省略				
	支台歯バー・ダミー		1 歯	87,190円	
省略					
マウスガード料			1 個	5,230円	
省略					
省略					

別表第4（第2条関係）

名称	病院名	区分	金額	備考	
駐車場使用料	愛媛県立中央病院 愛媛県立今治病院	外来患者	駐車時間が24時間以内の場合	駐車時間6時間を超える30分までごとに50円の割合で算出した額（この額が1,000円を超える場合にあつては、1,000円）	駐車時間が6時間以内の使用は、無料とする。
			省略		
			省略		
		省略			

注 省略

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、同月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第1診断書料の項の規定は、この管理規程の施行の日以後の診断書の交付の申出に係る料金について適用し、同日前の診断書の交付の申出に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第4の規定は、令和7年4月7日以後に開始する駐車場の使用に係る駐車場使用料について適用し、同日前に開始した駐車場の使用に係る駐車場使用料については、なお従前の例による。

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第142号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第143号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）における宝石さんごの採捕について、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 定義

この指示において「宝石さんご」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。

2 採捕の制限

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 承認対象者

- 承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
 - (2) 宇和海において、令和6年度に宝石さんご漁業を営んでいる者
 - (3) その他委員会が認めた者

4 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

5 承認証の備え付けの義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、承認証を対象漁船に備え付けなければならない。

6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

7 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止

承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

9 事務取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。